

那賀川水系大規模氾濫減災協議会

令和元年12月 取組状況

■ 取組

1. 円滑かつ迅速な避難行動のための取組

(1) 平時から住民等へ避難行動のための周知・教育・訓練に関する事項

⑬要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・支援及び

【阿南市・四国地整】

国土交通省では、平成29年の水防法改正により、努力義務から義務化された要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援として、市町毎に対象となる要配慮者利用施設の管理者を集め、国や市町が講習会形式で計画作成の説明を行う『講習会プロジェクト』を推進しています。今回は、講習会プロジェクトの一環として、阿南市全域の保育所所長の勉強会に併せて、『全国で多発する（想定を越える）大洪水に備えるためには～阿南市の河川事情～』と題した出前講座を令和元年12月23日に実施しました。

始めに、那賀川河川事務所より、平成30年7月豪雨、令和元年10月台風19号の洪水等、全国的に頻発している出水状況や減災協議会の取組、災害時の情報収集の方法、浸水想定区域図を使った避難訓練等について説明を行いました。

また、那賀川河川事務所では、地域の自主防災会等の要望に応じて出前講座を実施しており、出前講座等を通じて避難確保計画作成・訓練等の支援を実施していることを説明しました。

続いて、阿南市からは、水防法改正による努力義務から義務への変更点、現在の提出状況を説明し、未提出の施設については個別で対応していく旨の説明を行いました。

今後も地域住民に避難の重要性をご理解いただくために、出前講座等を通じて災害時の情報発信や避難確保計画作成支援等について、積極的に対応していきたいと思えます。



【出前講座の様子】



【職員による説明】

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化

- 洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化し、利用者の確実な避難確保を図ることとする。
- 当該計画を作成しない場合には市町村長が作成の指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表することができる。

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施	
現行水防法	努力義務	努力義務	※ 土砂災害防止法では義務を新設
改正後	義務	義務	◀ 担保措置を創設 ▶

◀ 担保措置を創設 ▶
 ・計画を作成しない施設管理者等に対し市町村長が必要な指示を行う。
 ・指示に従わないときはその旨を公表。

- 国も以下の取組により計画作成等を支援予定。
 - ・簡易な入力フォームを通じて避難確保計画を作成できるようにする等の「手引き」の充実
 - ・地方公共団体が計画内容を確実にチェックできるよう、関係機関と連携して点検用マニュアルを作成
 - ・モデルとなる地区において、関係機関と施設管理者が連携して避難確保計画を作成し、そこで得られた知見を共有
 - ・計画作成や訓練に係る費用の補助等を市町村が行う場合、その費用を防災・安全交付金で支援

平成29年台風19号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

【当日の説明資料】